

① 開催趣旨

- 規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)において、「直ちに開始」とされている、「タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度を含めた事業の在り方の議論」について、専門的・技術的な観点を含め、検討を進めるため、以下の規制改革推進会議の委員・専門委員による準備会合(サブWG)を開催する。
- 本準備会合(サブWG)において議論された内容については、規制改革推進会議の地域産業活性化WGに適宜に報告するものとし、本準備会合(サブWG)は非公開で開催する。
- 事務局は内閣府が務め、必要に応じ、国土交通省、関係有識者等にも参加を求める。

② 構成

| | | | |
|----|--------|-------------------|-------------------------------|
| 座長 | 御手洗 瑞子 | 株式会社気仙沼ニッティング | 代表取締役 |
| | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 | プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士 |
| | 川邊 健太郎 | LINEヤフー株式会社 | 代表取締役会長 |
| | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 | パートナー弁護士 |
| | 國峯 孝祐 | 國峯法律事務所 | 弁護士 |

【規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)(抄)】

II 実施事項

1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大

(1) 移動

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|---|--|-------|--------------|
| 4 | 自家用車活用事業等のモニタリング・検証・評価 タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度を含めた事業の在り方の議論 | デジタルを活用して、全国の移動の不足の解消への道筋をつけるという観点から規制改革推進会議における議論を踏まえ、安全を前提に、いわゆるライドシェアを全国で広く利用可能とする。このため、全国の移動の不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め検証を行い、各時点での検証結果の評価を行う。並行して、こうした検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める。 | 直ちに開始 | 内閣府 国土交通省 |